

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島
県
報

目次

公 告

○第二種大規模小売店舗立地法特例
区域を定めた件

公 告

公告第二十七号

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めた。

平成二十二年一月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の名称
白河市中心市街地第二種大規模小売店舗立地法特例区域
- 二 当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の範囲
別冊のとおり

(商業まちづくり課)